

＜令和8年度版＞

# 行政事件訴訟法の問題集

## 【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全74問） p 2～67

## 第1章 総則

問1 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

<1条：行政事件訴訟法の趣旨>

行政事件訴訟については、行政事件訴訟法が【一般法／特別法】で、他の法律に特別の定めがあれば、他の法律が【一般法／特別法】となる。

問2 次の空欄を埋めましょう。

<2条：行政事件訴訟の種類>

行政事件訴訟は、「\_\_\_\_\_」「\_\_\_\_\_」「\_\_\_\_\_」「\_\_\_\_\_」の4種類に分かれている。

問3 次の空欄を埋めましょう。

<3条1項：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

問4 次の空欄を埋めましょう。

<3条2項：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求める訴訟をいう。

## 第1章 総則

### 問1の正解

<1条：行政事件訴訟法の趣旨>

行政事件訴訟については、行政事件訴訟法が【一般法】で、他の法律に特別の定めがあれば、他の法律が【特別法】となる。

### 問2の正解

<2条：行政事件訴訟の種類>

行政事件訴訟は、「抗告訴訟」「当事者訴訟」「民衆訴訟」「機関訴訟」の4種類に分かれている。

### 問3の正解

<3条1項：「抗告訴訟」の定義>

「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

### 問4の正解

<3条2項：「処分の取消訴訟」の定義>

「処分の取消訴訟」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求める訴訟をいう。

問5 次の空欄を埋めましょう。

<3条3項：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいう。

問6 次の空欄を埋めましょう。

<3条4項：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

問7 次の空欄を埋めましょう。

<3条5項：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、行政庁が「\_\_\_\_\_」に対して、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるのに、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

問8 次の空欄を埋めましょう。

<3条6項1号：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、行政庁が一定の処分をすべきなのに、その処分がされない場合に、行政庁がその処分をすべき旨を命じることを求める訴訟をいう。（3条6項2号に該当する場合を除く）

問 5 の正解

< 3 条 3 項：「裁決の取消訴訟」の定義 >

「裁決の取消訴訟」とは、審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいう。

問 6 の正解

< 3 条 4 項：「無効等確認訴訟」の定義 >

「無効等確認訴訟」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

問 7 の正解

< 3 条 5 項：「不作為の違法確認訴訟」の定義 >

「不作為の違法確認訴訟」とは、行政庁が「法令に基づく申請」に対して、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるのに、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

問 8 の正解

< 3 条 6 項 1 号：「非申請型義務付け訴訟」の定義 >

「非申請型義務付け訴訟」とは、行政庁が一定の処分をすべきなのに、その処分がされない場合に、行政庁がその処分をすべき旨を命じることを求める訴訟をいう。（3 条 6 項 2 号に該当する場合を除く）

問9 次の空欄を埋めましょう。

<3条6項2号：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、行政庁に対して一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合に、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきなのに処分又は裁決をしない場合に、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命じることを求める訴訟をいう。

問10 次の空欄を埋めましょう。

<3条7項：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないのに、これがされようとしている場合に、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命じることを求める訴訟をいう。

問11 次の空欄を埋めましょう。

<4条：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする訴訟をいう。

問12 次の空欄を埋めましょう。

<4条：「\_\_\_\_\_」の定義>

「\_\_\_\_\_」とは、公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

#### 問 9 の正解

< 3 条 6 項 2 号 : 「申請型義務付け訴訟」の定義 >

「申請型義務付け訴訟」とは、行政庁に対して一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合に、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきなのに処分又は裁決をしない場合に、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命じることを求める訴訟をいう。

#### 問 10 の正解

< 3 条 7 項 : 「差止め訴訟」の定義 >

「差止め訴訟」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないのに、これがされようとしている場合に、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命じることを求める訴訟をいう。

#### 問 11 の正解

< 4 条 : 「形式的当事者訴訟」の定義 >

「形式的当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする訴訟をいう。

#### 問 12 の正解

< 4 条 : 「実質的当事者訴訟」の定義 >

「実質的当事者訴訟」とは、公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

## <講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト」で検索】

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。

ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、  
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

~~~~~  
<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。

先生の講座のおかげです。（T.G.さん）

~~~~~  
<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」ということが大きな力となりました。  
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が  
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが  
出来ました。

半年間のご指導をどうも有難うございました。（K.W.さん）

# <教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。

各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

## <逐条解説>

No.1 行政手続法の逐条解説

No.6 民法の逐条解説（債権総論）

No.2 行政不服審査法の逐条解説

No.7 民法の逐条解説（債権各論）

No.3 行政事件訴訟法の逐条解説

No.8 民法の逐条解説（親族）

No.4 民法の逐条解説（総則）

No.9 民法の逐条解説（相続）

No.5 民法の逐条解説（物権）

No.10 個人情報保護法の逐条解説

## <問題集>

No.1 行政手続法の問題集

No.6 民法の問題集（債権総論）

No.2 行政不服審査法の問題集

No.7 民法の問題集（債権各論）

No.3 行政事件訴訟法の問題集

No.8 民法の問題集（親族）

No.4 民法の問題集（総則）

No.9 民法の問題集（相続）

No.5 民法の問題集（物権）

No.10 個人情報保護法の問題集

## <勉強法>

No.1 もうひとつの勉強法

No.2 基礎知識の足切り対策

## <合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパインダーに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができないければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をとてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（S.Y.さん）